

# かわさき保健医療プラン[令和6(2024)年度～令和11(2029)年度]（案） に関する意見募集の実施結果

## 1 概要

本市では、生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、入院医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが切れ目なく円滑に提供できる体制の構築を目指し、主要な疾病や事業に加えて保健分野も含めた「総合的な保健医療施策」の方向性を示す本市独自の任意計画として「かわさき保健医療プラン」を策定しています。

このたび、本年度末で現行計画の計画期間が終了することから、令和6(2024)年度以降の次期計画（案）をとりまとめ、幅広く市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、6通 11 件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

題 名	かわさき保健医療プラン[令和6(2024)年度～令和11(2029)年度]（案）に関する意見募集について
募集期間	令和5(2023)年12月20日(水)～令和6(2024)年1月31日(水)
提出方法	電子メール、FAX、郵送又は持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・市政だより(1月1日号)</li> <li>・かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎2階)</li> <li>・各区役所市政資料コーナー</li> <li>・支所、出張所、市民館、図書館</li> <li>・健康福祉局 保健医療政策部 保健医療政策担当(川崎市役所内)</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎2階)</li> <li>・各区役所市政資料コーナー</li> <li>・支所、出張所、市民館、図書館</li> <li>・健康福祉局 保健医療政策部 保健医療政策担当(川崎市役所内)</li> </ul>

## 3 結果の概要

意見提出数(件数)		6通(11件)
内 訳	電子メール	5通(10件)
	FAX	1通(1件)
	郵送	0通(0件)
	持参	0通(0件)

#### 4 御意見の内容と対応

将来の医療需要に対応する持続的な医療提供体制や、主要疾病・主要事業ごとの医療提供体制に関する御意見などをいただきましたが、いただいた御意見の趣旨は概ね「計画（案）に沿ったもの」又は「計画（案）の内容等を説明・確認するもの」であったため、用語の修正や最新数値の反映、関連計画の進捗状況や最新の検討状況を踏まえた修正など、必要な調整を加えた上で、かわさき保健医療プラン[令和6(2024)年度～令和11(2029)年度]を策定し、本計画に基づく施策を進めることとします。

##### 【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、計画（案）に反映したもの
- B：御意見の趣旨が計画（案）に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C：今後、施策や事業を推進する上で参考とするもの
- D：計画（案）に対する質問・要望等であり、計画（案）の内容等を説明・確認するもの
- E：その他

##### 【意見の件数と対応区分】

項目 \ 区分	A	B	C	D	E	計
(1) 将来の医療需要に対応する持続的な医療提供体制に関する事	0	2	1	1	0	4
(2) 主要な疾病（5疾病）・主要な事業（6事業）ごとの医療提供体制に関する事	0	2	0	0	0	2
(3) 主要な保健医療施策に関する事	0	0	0	3	0	3
(4) 医療情報の発信に関する事	0	0	0	1	0	1
(5) 計画全般に関する事	0	0	0	1	0	1
合計	0	4	1	6	0	11

※具体的な御意見の要旨と、それに対する本市の考え方については、別紙「かわさき保健医療プラン[令和6(2024)年度～令和11(2029)年度]（案）に関する御意見について」を御参照ください。

# かわさき保健医療プラン[令和6(2024)年度～令和11(2029)年度]（案）に関する御意見について

(1) 将来の医療需要に対応する持続的な医療提供体制に関すること

NO	意見の要旨	市の考え方	対応区分
1	<p>近隣に住む親は高齢であり、介護サービスを受けながら定期的に医療を受けている。今後、年をさらに重ねていく中で、どこまで自宅で生活できるか非常に不安なので、案にも記載されているが、医療と介護の連携を深め、必要なサービスを受けられるよう、必要な取組を進めてもらいたい。</p>	<p>地域の病院や診療所、介護施設等による連携体制を構築するため、本市では在宅療養推進協議会において、医療・介護連携に関する研修の実施や連携ツールの作成等の取組を進めております。誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、今後も医療と介護の連携を促進し、市民の方々が必要なサービスを受けられる体制を整えてまいります。</p>	B
2	<p>医師の長時間労働が社会問題となる中、働き方改革の進展により夜勤スタッフの人材不足が生じるのではないかと。夜間の救急は非常に大切なので、影響が出ないようにしてもらいたい。</p>	<p>‘医師の働き方改革’への対応の一環として、現在、神奈川県医療勤務環境改善支援センターによる相談支援や、医療機関へのアドバイザー派遣などの取組が進められているところです。</p> <p>また、医療機関においては、上限規制が緩和される特例水準の申請や、上限規制の対象外となる宿日直許可の取得などに取り組んでいると伺っております。</p> <p>本市といたしましても、市内医療機関との協議・意見交換等を通じて、夜間を含めた本市の救急医療体制への影響等を見極めながら、必要な対応について検討してまいります。</p>	C
3	<p>地域医療構想では、将来必要な病床数を計算しているが、回復期は全く足りていない。今後、高齢化がさらに進むと、当然、医療ニーズは増えるので、将来困ることがないように、本計画に基づき、そうした病床機能への転換なども含めて、回復期病床を増やしてもらいたい。</p>	<p>本市におきましても回復期機能をもつ病床を増やす必要があるものと考えております。</p> <p>このことから、県の地域医療介護総合確保基金の活用などにより、過剰が見込まれる病床機能から不足が見込まれる病床機能へと、既存病床の機能転換の促進に取り組んでいるところです。</p> <p>新たな病床整備につきましては、法制度上、県保健医療計画に定める「基準病床数」を超えて整備することは出来ないことが原則となりますが、基準病床数の見直しに伴い新たな病床整備が可能となった際には、「回復期病床の整備」を公募条件の一つとするなど、更なる拡充に向けて取組を進めてまいります。</p>	B

NO	意見の要旨	市の考え方	対応区分
4	<p>第6章の施策1-3「医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成」において「ナースングセンター事業への支援を行う」とあるが、重要な行政課題であることを踏まえ、「支援を充実する」又は「川崎市が設置するナースングセンターの機能を強化する」（運営する川崎市看護協会に対して、そのように働きかける）として、市としてのスタンスを明示していただきたい。</p>	<p>高齢化の進展により看護ニーズが高まる中、看護職員の確保対策は重要な課題であると認識しており、本市では新規養成・定着促進(離職防止)・再就業支援の3つを柱とした総合的な確保対策について、川崎市看護協会をはじめ、県、看護師等養成所、市内医療機関、県看護協会等の関係団体と連携し取り組んでいるところです。</p> <p>ナースングセンター事業への支援に関しましても、引き続き重要な取組として位置付けておりますが、当該事業への更なる支援・拡充につきましては、各施策の有効性・効率性等を総合的に判断して取り組む必要があることから、本計画案のとおり記載させていただきます。</p>	D

(2) 主要な疾病（5疾病）・主要な事業（6事業）ごとの医療提供体制に関すること

NO	意見の要旨	市の考え方	対応区分
5	<p>私の父は人工透析を受けているので、今後、大災害が起きた場合でも、問題なく透析治療を受けられるようにしてもらいたい。</p>	<p>本市では、平時から市内透析医療機関のネットワークを構築し、災害発生時において透析医療を円滑に提供することを目的として、市内透析医療機関で構成する「川崎市透析災害対策協議会(Kawasaki-DD)」が設立されており、本市と連携して、発災時における透析患者受入れ調整訓練等を行っております。さらに、市内だけではなく、県と連携した広域調整も想定しています。</p> <p>実際にこの仕組みはコロナ禍における透析患者の受入れ調整の際にも機能したところです。</p> <p>引き続き、川崎市透析災害対策協議会(Kawasaki-DD)と連携して必要な取組を進めてまいります。</p>	B
6	<p>コロナ禍においては簡単に病院に行けずに非常に苦労したが、今後、コロナに限らず危険性の高い新興感染症が大流行する可能性があるため、その場合でも医療機関にかかれるように取り組んでもらいたい。</p>	<p>コロナ禍を踏まえて、今後の新たな感染症の発生・まん延時において速やかに必要な医療が提供できるよう、平時から県と医療機関等との間で入院や発熱外来などの体制を確保するための協定を締結する仕組みが来年度から始まります。</p> <p>本市といたしましては、この協定の実効性を確保するため、県や市内医療機関、医療関係団体等との情報共有や役割分担の整理を行うなど、平時から連携体制を深めてまいります。</p>	B

(3) 主要な保健医療施策に関すること

NO	意見の要旨	市の考え方	対応区分
7	<p>带状疱疹ワクチンの自己負担金額は高額であるため、接種を躊躇してしまう。東京都では補助をしているようなので、川崎市でも带状疱疹ワクチン接種費用の補助をしてもらいたい。 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>本市としては、ワクチン接種につきましては、副反応による健康被害が発生する可能性があるという特殊性に鑑み、救済措置が講じられた予防接種法に基づく定期接種として実施することが重要と考えています。なお、現在国において予防接種法に基づく定期接種で用いる場合に期待される効果や安全性及び対象年齢について検討が進められていますので、国の動向を注視しながら情報収集に努めてまいります。</p>	D
8	<p>ぜん息患者医療費助成制度の廃止が決定されたが、これは全く不当なものであり、市民参加も不十分なものだった。 そのことを前提として意見を述べるが、気管支ぜん息やその他呼吸器疾患の主要な原因である大気汚染物質の改善・根絶に向けて尽力してもらいたい。 また、アレルギー疾患対策基本法が規定している「疫学研究」について、川崎市としても前向きに進めてもらいたい。</p>	<p>ぜん息患者医療費助成制度に関しては、これまでのアレルギー疾患対策に関する庁内での検討や、令和4年11月に川崎市地域医療審議会から受けた答申「アレルギー疾患対策の方向性」の趣旨を踏まえ、これからの対策としては、アレルギー疾患対策基本法や改正基本指針に照らしても、他の疾患との公平性の観点から、特定の疾患に医療費を助成し続けることは困難と判断し、令和6年3月末日をもって廃止することとなりました。 気管支ぜん息の発症ないし増悪の要因としては、ダニ、カビ、ペットや、タバコの煙、肥満のほか、大気汚染など、様々であると言われており、発症への影響の度合いも人それぞれであることなどから、要因の究明は難しいものと考えております。 気管支ぜん息の発症・重症化予防等に向けては、アレルギー学会の「喘息予防・管理ガイドライン2021」等において示されている吸入ステロイド薬を核とした標準治療の更なる普及をはじめ、他の疾患と同様に「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえ、発症・重症化予防等のための啓発・相談や、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりの推進、人材育成といった4つの方向性で取組を進めているところでございます。 こうした取組の一環で、「川崎市大気・水環境計画」に基づく取組を「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」に位置付けておりますが、現状、大気などの環境は大幅に改善しているものの、一部の項目では環境基準非達成などの課題もあることから、更なる環境負荷の低減を図るため、「川崎市大気・水環境計画」に基づく取組を進めてまいります。</p>	D

(4) 医療情報の発信に関すること

NO	意見の要旨	市の考え方	対応区分
9	<p>急に子供の具合が悪くなった場合、どこの医療機関にかかればよいか分からず不安なので、行政としてしっかりと情報発信してもらいたい。</p>	<p>本市では、救急医療情報センターを24時間365日対応で運営しており、急病の際に、電話による医療機関案内を実施しています。また併せて、インターネット上の市内医療機関検索サイトとして「かわさきのお医者さん」を運用しております。令和6(2024)年4月からは、国において全国統一的な医療機関検索システムの運用を開始する予定となっておりますので、当該システムの周知に努めるなど、引き続き、急病時における市内医療機関情報の発信に取り組んでまいります。</p>	D

(5) 計画全般に関すること

NO	意見の要旨	市の考え方	対応区分
10	<p>第2章第5節に「医療提供施設等の状況」があるが、もう少し情報を拡げて現状をお示しいただきたい。</p> <p>今後、地域包括ケアの推進を目指す川崎市において、在宅療養の推進や子育て支援等に関わる重要な施設である「訪問看護ステーション」や「助産所」についても状況を掲載していただくことで、市が医療政策上、多方面から検討していることが明確に伝わると考える。</p>	<p>誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けては、訪問看護ステーションや助産所の役割も非常に重要なものであると認識しております。</p> <p>一方で、本計画の第2章第5節は、本計画の主たる内容である医療提供体制の構築に向けた基礎資料として、医療法に基づく主要な医療提供施設である病院や診療所、そうした施設等で勤務する医療従事者に関するデータをまとめたものであることや、訪問看護は病院や診療所などからも提供されており、訪問看護ステーションの事業所数をもって市内の訪問看護の全体像を把握することにはつながらないものと考えられることなどから、訪問看護ステーションや助産所について本項では掲載しておりませんが、訪問看護ステーションについては、在宅医療の推進においても大変重要な役割を果たすことから、第6章のうち、施策Ⅰ-2(1)「在宅医療及び医療・介護連携の推進」において、訪問看護ステーションも含めた多職種連携による在宅医療体制の構築などについて記載しており、また、助産所につきましては、第7章のうち、施策Ⅱ-2(2)「周産期(救急)医療」において、本市における分娩取扱い助産所の一覧や分娩取扱い件数などを掲載しております。</p>	D